

令和8年10月1日施行

プラチナえるぼし認定基準が変わります！

～「求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策」の公表が認定要件に追加～

<プラチナえるぼし認定の主な基準>



- 事業主行動計画策定指針に即して適切な一般事業主行動計画を策定し、策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。
- 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任し、その選任状況を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
- 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」の5つの項目全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
- 女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、8項目以上を毎年「女性の活躍推進企業データベース」に公表していること。

●【令和8年10月1日～】求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置の内容を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。

新設

<具体的には・・・>

指針 4 (1)	イ	求職者等セクハラを行ってはならない旨の方針の明確化し、労働者に周知・啓発すること	
	ロ	求職者等セクハラを行った者については厳正に対処する旨の方針と対処の内容	
	ハ	求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、	①労働者へ周知・啓発すること ②求職者等へ周知・啓発すること
指針 4 (2)	イ	相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知すること	
	ロ	相談窓口担当者が適切に対応できるようにすること	

措置を行っている事実のみを公表することで足りる。

周知等を行っているHPのリンクを掲載する等、実際に講じている措置の具体的な内容を公表。

措置を行っている事実のみを公表することで足りる。

<対象となる事業主と公表期限>

- ・令和8年10月1日より前にプラチナえるぼし認定を受けている事業主
→令和8年10月1日から概ね3か月以内に公表
- ・令和8年10月1日以後にプラチナえるぼし認定の受ける事業主
→認定を受けた日から概ね3か月以内に公表

⚠ この公表を2年連続で行わない場合、認定取消しの対象となります。



えるぼし・プラチナえるぼし認定について



改正女活法の施行について

< 女性の活躍推進企業データベース 入力イメージ（例） >

【評価項目6:求職者等に対するセクハラ防止措置】

(1)事業主の方針の明確化について

①求職者等セクハラを行ってはならない方針を明確化し、労働者へ周知・啓発している。 指針4 (1) イ

②求職者等セクハラを行った者は厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者へ周知・啓発している。 指針4 (1) ロ

③「求職活動等に関するルール」を明確化し、労働者・求職者等へ周知・啓発している。 指針4 (1) ハ①

④について、求職者等への措置の具体的内容
(求職者等へ周知を行っているページのリンク先など、講じている措置の内容をここに記載)

措置の内容をここに記載 指針4 (1) ハ②

(2)適切な相談体制の整備について

①求職者等セクハラに関する「相談窓口」を定め、求職者等へ周知している。 指針4 (2) イ

④について、求職者等への措置の具体的内容
(求職者等へ周知を行っているページのリンク先など、講じている措置の内容をここに記載)

措置の内容をここに記載 指針4 (2) イ

②相談に対しては相談窓口担当者が適切に対応できるよう措置している。 指針4 (2) ロ

(1)及び(2)に該当しない場合

☐ 定期的な採用活動を行っておらず、求職者等と接する機会がないため、(1)方針の明確化と(2)相談体制整備については、採用活動を開始することとなった時点で必要な措置を行い、データベースに公表する。

※プラチナえるぼし認定・プラチナえるぼしプラス認定企業でない場合、上記の入力は任意です。

女性の活躍推進企業 データベース

「女性の活躍推進企業データベース」を活用しよう!

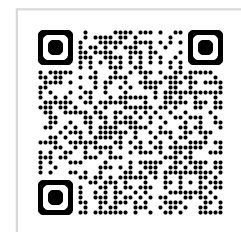
「女性の活躍推進企業データベース」は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(行動計画)と、自社の女性活躍に関する情報を公表するためのウェブサイトです。

企業担当者の方
データの新規登録・更新の手続き、
他社データの検索はこちらから

女性の活躍推進企業数は
35,139社
(アパレル業)
48,192社
(全業種)

- 女性活躍推進法により、従業員数101名以上の企業は、一般事業主行動計画の策定・届出及び女性活躍に関する情報公表が義務づけられています。
- 「女性の活躍推進企業データベース」に登録すると更新時期をメールでお知らせします。情報公表については年1回以上更新しましょう。

女性活躍推進法では、事業主に対し、適切な情報公表を行うことを求めています。誤った情報や、虚偽の公表を行っている場合、助言・指導の対象となることもありますので、算定方法を確認の上、正確な情報公表をお願いします。



女性の活躍推進企業データベースはこちら

< お問い合わせ先 >

法制度に関するお問い合わせ

京都労働局雇用環境・均等室 (075-241-0504)

受付時間：平日8:30~17:15

女性の活躍推進企業データベースの操作方法に関するお問い合わせ

女性の活躍・両立支援総合サイト事務局 (03-6365-2733)

受付時間：平日9:30~17:30

※電話がつかない場合はお問合せフォームもご利用ください。